

紹介状を持参すれば追加料金は発生しません

当院では厚生労働省の定めにより、原則紹介状を持参しない方は診療費とは別に下記の追加料金『**選定療養費**』が発生します。

また、令和4年度診療報酬改定により10月以降の価格が改定されました。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

	選定療養費(税込) 2022年9月30日まで	選定療養費(税込) 2022年10月1日より
初診時 紹介状なしの場合	5,090円 歯科は3,300円	7,000円 歯科は5,000円
再診時 他院へ紹介後も、当院での診療を希望する場合	2,540円 歯科は、1,520円	3,000円 歯科は1,900円

【追加料金（選定療養費）が発生する場合】

- ① 紹介状を持参せずに、一般および救急外来診療を受診する場合
- ② 患者様の自己都合で診察を中止し、初診と判断される場合
- ③ 時間内・外、休日受診の患者で医師の診断の結果、**軽症**で緊急性が認められないと判断された場合
- ④ 救急車で来院されても帰宅できるような軽症、又は緊急性が認められない場合
- ⑤ その他、院長が必要と認めた場合

【追加料金（選定療養費）が発生しない場合】

- ① 救急車などで搬送された救急の患者さん
但し、救急車で来院されても帰宅できるような軽症の場合には選定療養費がかかります。
- ② 時間外・休日に受診し、緊急性が認められる救急の患者様
- ③ 受診後、入院となった患者様
- ④ 国や地方独自の公費負担医療制度の受給対象（特定疾患、生活保護受給者など）
- ⑤ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

※ まずは地域の診療所やクリニックにて『**かかりつけ医**』を持ち、必要な場合は紹介状を持参して当院受診をお願いいたします。